

1. 件 名：東海第二発電所設置変更許可申請（標準応答スペクトル¹の規制への取り入れ）に係る資料提出

2. 日 時：令和5年10月20日 14時05分～14時10分

3. 場 所：原子力規制庁内会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム） 担当者2名

日本原子力発電株式会社： 担当者1名

5. 要 旨

（1）日本原子力発電株式会社から、東海第二発電所の設置変更許可申請（標準応答スペクトルの規制への取り入れ）に係る資料が提出された。

6. その他

提出資料：

（1）東海第二発電所 震源を特定せず策定する地震動に係る原子炉設置変更許可申請 審査スケジュール（案）

（2）東海第二発電所 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性について（S-2-1（改5））

（3）東海第二発電所 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性について 伊方発電所3号炉との比較表（S-2-1 比較（改3））

（4）東海第二発電所 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請への影響について（S-2-2（改4））

（5）東海第二発電所 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請への影響について 伊方発電所3号炉との比較表（S-2-2 比較（改2））

（6）東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書比較表（震源を特定せず策定する地震動）（本文五号，添付書類八，添付書類十）（S-2-3（改3））

（7）東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号（平和目的）基準への適合について（S-3（改2））

（8）実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について（S-5（改2））

（9）東海第二発電所 指摘事項に対する回答一覧表（震源を特定せず策定する

¹ 「震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム」の検討結果において「震源を特定せず策定する地震動（全国共通）」として取りまとめた標準応答スペクトルをいう。

地震動) (S-6 (改 4))

- (10) 東海第二発電所 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性について (S-7 (改 3))
- (11) 東海第二発電所 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性について (機密情報記載箇所抜粋) (S-2-1 参考 (改 2)) (非公開)
- (12) 東海第二発電所 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請への影響について (機密情報記載箇所抜粋) (S-2-2 参考 (改 3)) (非公開)
- (13) 東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書比較表 (震源を特定せず策定する地震動) (本文五号, 添付書類八, 添付書類十) 機密情報記載箇所抜粋 (S-2-3 参考 (改 2)) (非公開)
- (14) 東海第二発電所 設置許可基準規則等への適合性について (標準応答スペクトルの規制への取り入れに係る原子力事業者の技術的能力) 補足説明資料 (S-4 (改 2)) (非公開)
- (15) 東海第二発電所 原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表 (東海第二 有毒ガス防護 適合性審査時との比較) (S-4 比較 (改 3)) (非公開)
- (16) 東海第二発電所 指摘事項に対する回答一覧表 (震源を特定せず策定する地震動) 【特重: 非公開版】 (S-6 参考 (改 2)) (非公開)

※ 提出資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 5 条に定める不開示情報を含むため、平成 29 年 4 月 26 日原子力規制委員会「特定重大事故等対処施設に係る工事計画の審査の進め方について」の趣旨を踏まえ、非公開とします。

以上